

基幹相談支援センター設置に向けた 考え方について

基幹相談支援センター設置に向けた考え方について

1 相談支援体制の課題等

障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護など必要な支援を実施している。(法人等7事業所へ委託)

【課題】

- 従来の3障がいに加えて、難病、発達障がい及び強度行動障がい等の新たな障がい態様が出てきており、障がい者のニーズが多様化し、一般的な相談支援では対応困難となってきた。
- 「親なき後」の支援や高齢障がい者の支援などニーズが多様化してきている。
- 相談支援専門員においては、それぞれ各種相談に対応するため、質の向上目途とした研修等を受講し対応しているが、相談支援専門員が困難事例などの相談やアドバイスを求めることができる機関がない。 等。

【方向性】

障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題に対し、より一層きめ細かく対応するため、各分野における連携強化が必要である。

そのため、地域における相談支援の中核となる「基幹相談支援センター」の新たな設置と併せ、7法人等にそれぞれ委託している既存の「相談支援事業」の体制を見直し、相談支援体制の連携強化を図るもの。

2 基幹相談支援センターにおける業務

地域における相談支援の拠点(中核的な役割を担う機関)として、障害者相談支援事業等の業務を総合的に行うもの。

区分	業務
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none">○総合相談・専門相談<ul style="list-style-type: none">・地域における事業所等からの困難事例対応○地域の相談支援の強化<ul style="list-style-type: none">・相談支援事業所への専門的指導、助言(スーパーバイズ)・相談支援事業所の人材育成(研修会の開催など)・地域の相談機関との連携、調整(連携会議の開催など)○地域移行・地域定着の促進<ul style="list-style-type: none">・地域生活を支える支援体制等の整備に係るコーディネート

	(市自立支援協議会全体会議及び運営会議の運営) ・地域移行へ向けた普及啓発(障害者支援施設等への働きかけ)
相談業務	○障がい福祉サービスの利用支援 ○一般的な相談対応 ○必要な情報の提供や助言 ○障害支援区分調査 ○市自立支援協議会専門部会の運営 ○基幹相談支援センター及び各地区保健福祉センターとの連携

3 基幹相談支援センター等の体制

区分	配置	備考
基幹相談支援センター	・センター長 ・専門職 ・事務職	・センターのコーディネート ・相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の有資格者 ・会議等資料作成事務補助
相談業務(既存委託部分)	・相談支援専門員	・既存の委託事業者と調整

4 基幹相談支援センター等の配置場所

(1) 基幹相談支援センター

⇒ 本庁舎内及び他公共施設内

(2) 委託相談

⇒ 公共施設内